

八戸市健康と福祉のまちづくり条例（素案）に対する

市民からの意見及び対応

F A X、eメール、持参による意見

意見 1

第 1 0 条第 2 項に見直しの必要がある際とあるが、いつ・どこが受付をし、だれの申し出がある時に行うのか。

[対応]

各種計画の見直しは、計画策定担当課が判断することになり、判断に際しては、法令や制度等の改正状況、健康福祉審議会での意見等を参考にすることを想定している。

意見 2

健康福祉では、「こころのケア」においてもサービス・制度の充実を目指す必要があると思われる。本条例のどの部分で、「こころのケア」を考えているのか。児童、就労者、介護者、被災者などの命に関する「こころ」の危機管理部分が薄いという印象を受ける。

[対応]

現代社会の中で、「こころのケア」は身体健康増進とともに、大変重要な課題であり、第 1 1 条に謳うこととし、考え方の中でも解説することとしたい。
庁内からの意見及び対応案に設定済み

意見 3

素案とは別であるが・・・審議で語られてはいても、素案の解説では述べきれない部分が多くあると思う。が、新しい条例をつくる場合、この審議中の内容や思いを何らかの形で市民と共有することが、生きた条例をつくる上で大切だと思われる。また、あらゆる福祉サービスを受けている当事者の方が、まちづくりの一員として意見が言えるような環境づくりも必要。説明会が、単なる説明会で終了しないことを願う。

[対応]

意見として承ります。

意見 4

健康とは、特に「心の健康」をテーマにした取り組みが、今、社会から求められているものとする。うつ病等の精神疾患、自閉症や高次脳機能障害等の知的障害に対して医療、福祉がそれぞれの持っている機能・ソフトをもっと融合させた仕組み（病院と福祉施設との連携）を八戸市独自で研究開発して、より有機的効率的な支援体制を構築することが、大切であるとする。もし、このシステムが機能するならば、社会的入院の減少、医療費の減額が見込まれる。さらに、障害者（精神、知的、身体）の就労支援強化、や社会参加活動によって社会的偏見が少なくなり、市民の社会意識度が向上していくものとする。

これまで、病院を中心とした医療関係者は、自らのテリトリーを中心とした事業展開（患者の囲い込み）が内向きであったこと。また、福祉全体では、介護保険制度等で高齢者福祉が福祉の中心に置かれて、その他障害者福祉が脇に置かれてしまった感がある。今こそ社会のアンバランスを是正する時であるとする。

新時代の八戸市は、「すぐそばに、身近に、障害者がいて当たり前」「となりに外国人がいて当たり前」「いつ自分も心の病気にかかるか分からないという謙虚さ」、そして市民全体が互いに存在を認め合い、助け合う社会づくりが大切という理念をこの度の条例に込めていただくことを望む。

この度の取り組みに対して、市民の一人として一定の成果を期待する。

[対応]

「心の健康」については、第 11 条で、その理念を掲げるとともに、考え方の中でも解説することとしたい。また、福祉意識の醸成については、第 18 条に掲げているが、意見の趣旨については、考え方の中で具体的な例示を含めて解説することとしたい。

意見 5

（ 11 月 8 日の説明会を聴いた上で ）

条例（素案）内容については賛成

説明会に対する要望

初めて説明会に参加したので、何故条例が必要なのが良く分からなかった。条例を制定しなければならない八戸福祉のまちづくりの現状の問題等を具体的に説明頂き、条例が制定された後の市民に対するメリット等を説明して欲しいと思った。

[対応]

本条例は、当市のこれからの健康と福祉のまちづくりへの取り組みの指針を示すものであり、条例を制定したからといって、市民に直接メリットが生じるものではない。本条例の理念のもとに、各種計画が策定され、具体的な事業が実施されることにより、市民への直接的な効果が現れるものと考えている。

意見 6

市の責務として、

- 1．高齢者虐待防止に関する啓発活動
- 2．成年後見制度の啓発活動
- 3．介護予防事業に関すること（市民の努力義務でもある）

以上、検討してもらいたい。

[対応]

1 及び 2 については、第 6 条第 2 項の市民の権利擁護の部分に含まれるものと考えており、また、3 については第 13 条高齢者福祉で掲げた条文に内包するものとするため、現状のとおりとしたい。

意見 7

前文 「先人の知恵」の実際の学び、理解の程度が低いと思う。中学生レベルの歴史認識から。現代の政策である「地産地消」「住民自治」「地域自治」「連邦制」のわかる大学レベルの歴史認識、治政の学びが必要

[対応]

意見として承ります。

意見 8

第 2 条 地球市民、ボランティアの定義追加

[対応]

地球市民、ボランティアの用語を使用していないため、定義しないこととしたい。

意見 9

第 10 条 市民、事業者の意見の反映には、20 歳以下の子どもにも発言の権利があることを明記

[対応]

第 2 条に、市民の定義を掲載しており、20 歳以下の市民も含まれるものである。

意見 10

第 23 条、第 27 条 情報の提供、啓発、移動の確保では、「無償で提供」できるよう産業育成、事業資金の運用のしくみを他の政策と合わせていく必要がある。

[対応]

意見として承ります。

意見 1 1

第 3 2 条 組織メンバーは知識のみの有識者、肩書きのみの人でなく、現場の人々の意見を入れることが必要

[対応]

意見として承ります。

意見 1 2

第 5 章 この条例による事業を取りまとめ、現場の人の相談、指導に乗ってもらえる N P O を第三セクター（市民と市職員の出向者で構成）で事務局として設置

[対応]

意見として承ります。

市民説明会での意見

意見 1 3

説明会で出された意見の吸い上げ方はどのようになっているのか。

[対応]

説明会で出された意見に限らず、寄せられた意見については、条例検討ワークショップや条例検討委員会に示し、条例の中で反映することが適切かどうかを判断していくことになる。

意見 1 4

条例の施行時期はいつか。

[対応]

平成 1 9 年 4 月施行を想定している。

意見 1 5

町内会への加入促進を要望する。

[対応]

本条例への反映はしないが、意見として承り、関係課へもお知らせする。

意見 16

「地域」の意味や広さのについて、どのように考えているのか。

[対応]

「地域」には、市民それぞれが考える地域の意味や広さがあると思われるため、条例中における定義付けはしないこととしたい。

想定としては、市域全体などの広い範囲ではなく、町内会や中学校区単位などの身近な小さい範囲を考えている。

意見 17

地域コミュニティについての記述が欲しい。

[対応]

第20条の考え方の中で、地域コミュニティを含めた市民活動団体との連携を進めていく旨を掲載することとしたい。

意見 18

災害時の保健、医療に関する条項を設けてはどうか。

条文にしないまでも、前文に含めて欲しい。

[対応]

災害時の保健・医療への対応は、第30条で掲げている安全、安心な生活の確保のための具体的な施策、事業として実施していくものと考えており、条文ではなく、考え方の中で表現することとしたい。

意見 19

「施設の提供」について、一般事業者には無理な規定ではないか。

[対応]

努力規定であるため、原案のとおりとしたい。

意見 20

生活弱者の権利擁護について物足りない。

[対応]

生活弱者を含めた市民全体に対する個人としての尊重は、第3条の基本理念に掲げており、また、第22条においても、自己決定の尊重や人権を尊重した健康福祉サービスの提供を規定しているため、現状のとおりとしたい。

意見 2 1

健康福祉に関する計画を策定する際には、それぞれの附属機関があったと思うが、健康福祉審議会との関連はどうなるのか。

[対応]

これまでは、各種計画の策定の都度、附属機関を設置し審議してきたが、今後は、健康福祉審議会という常設の機関を設置するものである。既存の附属機関については、健康福祉審議会に統合し、個々の計画策定の際は、部会を設置して審議することを想定している。

意見 2 2

バリアフリー化などについては、条例で義務化することが困難であろうと思うが、努力している事業者を顕彰したり、マップを作ったりすることなどを考えたらどうか。

[対応]

本条例の中での反映はできないが、事業を実施していく際には参考としたい。

意見 2 3

この条例は、健康と福祉のまちづくりということで、揺りかごから墓場までのことを謳っている条例なので、前文や目的などの条文に、ライフサイクルや一生といった「八戸に生まれ、安らかに死んでいく」というような意味を入れてはどうか。

[対応]

第1条の条文「市民だれもが安心して健やかに暮らすことのできる社会」を「市民だれもが生涯を通じて安心して健やかに暮らすことのできる社会」へ変更したい。

意見 2 4

条文自体はいいと思うが、実際に事業を行ったり適用する際に、いろいろなことが妨げにならないように気をつけるべきである。例えば、個人情報の保護がいろいろな面で壁になっている面がある。

また、八戸だけの問題ではなく、家族の再構築が必要であると考え。戦争により、すべてのシステムを否定したが、家族のあり方などは残すべきものも多かったのではないかと思う。

[対応]

意見として承ります。

意見 2 5

第 1 7 条に子どもの健全育成だけではなく、多様な価値観や、世代間交流を進めるなどの文言を入れられないか。

[対応]

第 1 7 条は、保育や教育の環境の整備を謳っており、多様な価値観や世代間交流などは、第 1 8 条の福祉意識の醸成の部分に内包されるものとするため、現状のとおりとしたい。

意見 2 6

条文自体が「努める」という表現が多く、それは仕方がないという面もあるが、内容によっては、義務化をする必要もあるのではないか。

[対応]

本条例は、健康と福祉のまちづくりを推進するための理念を謳っており、その中で一部義務化の規定を入れるのは困難と考えており、現状のとおりとしたい。

意見 2 7

自分の住んでいる地区は、人の交流もなく、交流する場所もない。どのように考えているのか。

[対応]

人の交流を強制することはできないが、交流する場所については、集会所設置の補助制度や、民間施設の活用などの例もあり、相談があれば対応していく。